令和８年 11 月９日
独立行政法人都市再生機構
西日本支社住宅経営部管財課

金剛団地におけるキッチンカー事業運営者募集のご案内

当機構の業務につきましては、日頃からご理解、ご協力を賜りありがとうございます。
このたび、金剛団地（富田林市）におけるキッチンカー事業統括者※（以下「事業者」といいます。）を下記のとおり募集することといたします。

上記団地でのキッチンカー事業運営を希望する事業者におかれましては、申込書の提出期限までに申込書の提出をお願いします。

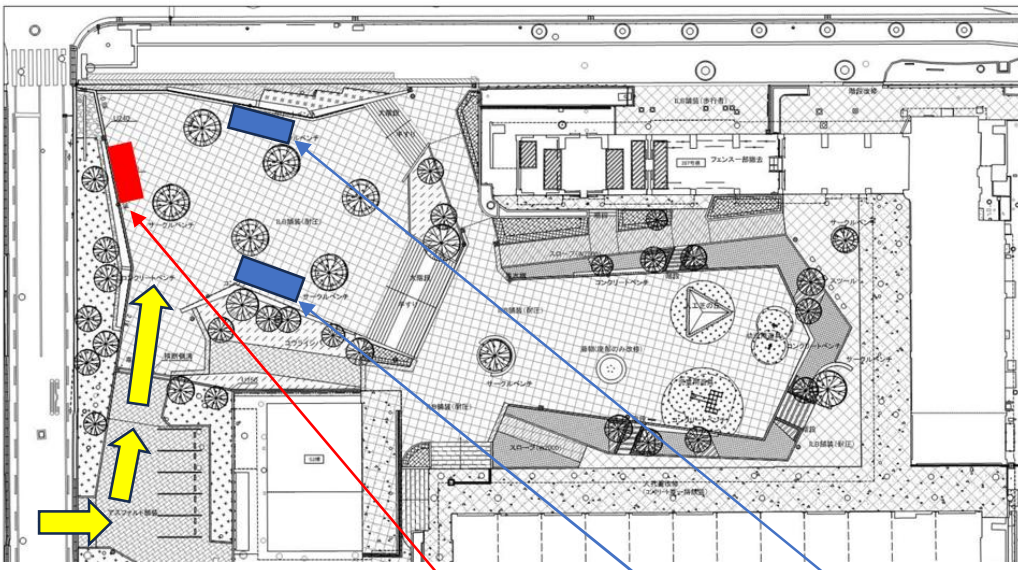
※キッチンカー事業統括者とは、複数の食品営業自動車等を統括する事業者をいいます。

記

１　実施対象場所
（１）金剛　「こんＧＯ！パーク」広場西側
（所在地：富田林市寺池台一丁目９）



※拡大図（こんＧＯ！パーク（金剛団地銀座街商店街前））



※黄色の矢印は車両動線

実施場所
（エリア A）

同日同時間帯に複数のキッチンカーを出店する場合の２台目、３台目の実施場所
（エリアＢ（上）、エリアＣ（下））

２　実施期間（※１）
令和８年 12 月 14 日～令和９年 12 月 13 日
（※１　原則、１年毎の自動更新となります。）

３　記１の実施対象場所における実施時間および土地使用料率の条件
・月～日曜日の 11：00～20：00 の範囲内で実施することとし、１回の営業時間は必ず４時間とすること（※２）。
同日同時間帯のキッチンカー出店が１台の場合は、必ず記１の拡大図に図示する赤枠の位置（エリアＡ）で実施すること。
・土地使用料率は３％以上。
（※２　営業時間には準備・後片付けの時間は含みませんが、夕方～夜間に実施する場合は、必ず 20 時に片付けを終えてください。）
・なお、同日同時間帯に複数台のキッチンカー出店（同時に出店できるキッチンカーは３台が上限です）を予定する場合は、予め当機構に連絡の上、前月 20 日までに当機構との間で協議を終えてください。当機構が認める場合に限り、同日同時間帯に複数のキッチンカーの出店が可能となります。また、複数のキッチンカーを出店する場合の２台目、３台目の実施場所は記１の拡大図に図示する青枠（エリアＢ（上）、エリアＣ（下））の位置となり、当機構が当該実施場所を指定します。

４　申込資格

（１）　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者（※）でないこと。

※「独立行政法人都市再生機構会計実施細則 （平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者」は次の者を指します。

・契約を締結する能力を有しない者
・破産者で復権を得ない者
・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者
・一定の不誠実な行為により機構から取引停止措置を受けた後 2 年を経過しない者

（２）　機構から実施場所及び保管場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者でないこと。

（３）本業務に必要な知識、経験、資力、信用、技術的能力を有するものであること。

（４）不法な行為を行い、若しくは行う恐れがある団体、法人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人で本業務の実施者として適当でないと機構が認める者でないこと。

（５）申込者が個人の場合は、成年被後見人若しくは被保佐人でないこと又は破産者であった者は、既に復権を得ていること。

（６）申込者が法人の場合は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号)、破産法（平成 16 年法律第 75 号)、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を受けていない者又は会社法（平成 17 年法律第 85 号）による特別清算を行っていない者であること。

（７）出店者がキッチンカー事業を行うために必要な官公署への届出を行い、又は官公署の許認可若しくは免許が必要な場合は、許認可若しくは免許を得ていること。

（８）出店者がキッチンカー事業を行うために必要な保険（PL 保険等）に加入していること。

（９）出店に当たって、機構並びに賃貸住宅の居住者及び自治会等地域の関係者と円滑・良好な関係を維持できること。

(10) 出店の様子等を機構ホームページ（各種 SNS 等を含む。）その他各種媒体等により機構が情報発信することがあることをあらかじめ承知できること。

(11) 実施団地及び周辺の状況を把握し、団地毎の実施場所・営業時間・注意事項を記載した運営マニュアルを作成し運用できること。

(12) 直近２年以内に、週１日以上の出店を３か月以上、同一の場所で継続してキッチンカーの運営を実施した実績を有すること。

(13) 複数の食品営業自動車等を統括する事業者（以下「統括事業者」という。）であること。

(14) 機構との間で賃貸借契約を締結できること。

５ 申込書及び入札書の受付期間、場所及び方法

（１）申込書及び入札書受付期間

令和８年 11 月９日（月）～令和８年 11 月 17 日（火）

（２）申込書及び入札書受付場所

〒530-0001
大阪市北区梅田一丁目 13 番１号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21 階
独立行政法人都市再生機構西日本支社 住宅経営部管財課
担当：渡邉・入江 電話：06-4799-1062

（３）申込及び入札方法

別添１のキッチンカー事業実施申込書（以下「申込書」という）及び別添２のキッチンカー事業実施入札書（以下「入札書」という）に必要事項（※３）を記入し、申込書及び下記添付書類と入札書を別の封筒に入れ、（１）の受付期間に（２）の受付場所へ持参もしくは郵送により、ご提出ください。

持参される場合は、受付期間内の土曜、日曜及び祝日を除く午前 10 時から正午まで、午後１時から午後５時まで受け付けますので、あらかじめ来社日時を申込受付場所にご連絡の上、ご来社ください。郵送の場合は、簡易書留とし令和８年 11 月 17 日（火）午後５時必着とし、当該日時までに到着しなかったものは受け付けません。なお、電話、ＦＡＸ、電子メールによるものは受け付けません。

それぞれの封筒の表面に「申込書等在中」又は「入札書在中」と朱書きしてください。なお、それぞれの封筒の中には、申込書及び下記添付書類又は入札書以外は何も入れないでください。

入札書の封書は 記８（１）の日時に開封いたします。

（※３）入札書には、売上金額（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）に対する土地使用料率を記載いただきます。３％以上の料率をご記入ください。ただし、小数点以下の位は設定しないでください。）

（※４）申込書及び添付書類に不備があった場合、受け付けすることができません。ただし、上記受付期間内であれば、申込書及び添付書類を当機構に再提出することができます。

＜添付書類＞

①法人登記簿又は商業登記簿の謄本及び代表者の資格証明書（賃借人が個人の場合は住民票及び印鑑証明書）
※発行日が申込受付期間の最終日から起算して３か月以内のもの
②会社概要がわかる資料（賃借人が法人の場合）
③出店実績を確認できる資料（任意様式）
④運営マニュアル（任意様式）
⑤統括する食品営業自動車の数を確認できる資料（任意様式）

⑥出店者がキッチンカー事業を行うために必要な官公署への届出を行い、又は官公署の許認可若しくは免許が必要な場合は、許認可若しくは免許を得ていることが分かる書類。

⑦出店者がキッチンカー事業を行うために必要な保険（PL 保険及び自動車保険等）に加入していることがわかる書類及び食品衛生責任者養成講習会を修了していることがわかる書類。

⑧返信用封筒

資格確認結果通知書（６（１）③に記載の書面）を郵送するための封筒です。長３サイズの封筒の表に返送先を記入し、460 円分の切手を貼付してください。（簡易書留により送付します。）

６ 申込資格の確認

（１）申込資格の確認

① 申込書の内容をもとに申込資格の確認を行い、確認の結果を各申込者に通知します。なお、資格確認の過程で、ご提出いただいた書類の内容について説明を求め、又は提出書類の追加を求める場合があります。

② 資格確認において資格を有すると認められた申込者（以下「入札参加者」といいます。）による競争入札を行います。

③ 資格確認結果は令和８年 11 月 24 日（火）に各申込者に書面を発送することにより通知します。

④ ご提出いただいた申込書、添付書類及び入札書は、理由の如何にかかわらず、返却いたしません。ただし、入札参加者として選定されなかった場合には、返却いたします。

⑤ 提出書類の作成及び申し込み等に必要な費用は、申込者の負担とします。（当機構は一切負担しません。）

⑥下記７に該当した場合は、申込が無効となります。

７ 申込の無効

次に掲げる事項に該当する申込書及び入札書は無効とし、それ以外の申込書及び入札書を有効とします。

（１）所定の申込書及び入札書以外の様式を使用して申込及び入札を行ったとき。

（２）申込書及び入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

（３）申込書及び入札書に申込者及び入札者の記名押印のないとき又は記名（法人の名称及び代表者の記名）若しくは印影が判然としないとき。

（４）添付書類に不備又は虚偽の記載があったとき。

（５）１人で同時に２通以上の申込を行ったとき。

（６）明らかに連合によると認められるとき。

８ 事業者の決定

（１） 決定の日時

令和８年 11 月 26 日（木）10 時～

（２）決定方法

① 記５（３）にて受領した封書を当機構で開封し、事業者を決定します。２者以上の申込みがあった場合は、土地使用料率が最も高い者を当該団地の事業者として決定します。
② 上記①において、提示された土地使用料率が最も高い者が複数あるときは、それぞれ抽選を行いますので、抽選日および抽選場所を改めてご連絡致します。
③ 事業者の決定後、契約締結までの間に事業者の辞退又は申込の無効が判明した場合は、当該決定者を失格とし、土地使用料率が第二順位の者（以下「次点者」といいます。）に賃借希望の有無を照会し、希望した場合には次点者を新たな決定事業者とします。なお、次点者に賃借の希望がない場合又は次点者が新たな決定事業者となった場合で契約締結までの間に辞退又は申込の無効が判明した場合、第三順位以降の者を対象に同様の手続きを行うこととします。
④ 次点者等への通知は、決定事業者の辞退が確定するまで行いません。また、次点者等であるか否かについての問合せには対応いたしません。

９ 公正な申込の確保

（１）申込者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
（２）申込者は、申込に当たっては、競争を制限する目的で他の申込者と土地使用料率又は申込意思についていかなる相談も行わず、独自に土地使用料率を定めなければなりません。
（３）申込者は、事業者の決定前に、他の申込者に対して申込する土地使用料率を意図的に示してはなりません。

10 入札結果の通知等

（１）入札に参加された皆さまには、令和８年 11 月 30 日（月）を目途に入札結果を通知いたします。なお、本入札結果には、落札者本人の選定結果と併せて、落札事業者の住所（特別区又は市町村まで表記）及び落札者氏名、各団地の土地使用料率、並びに入札参加者数を記載します。なお、落札した事業者がいない場合は、該当のない旨をご連絡いたします。
（２）入札結果について以下の期間にお問合せがあった場合、落札者住所（特別区又は市町村まで表記）及び落札者氏名、各団地の土地使用料率、並びに入札参加者数を回答いたしますので、あらかじめご承知おきください。なお、落札者がいない場合は、該当のない旨を回答いたします。
① 期間：決定日以降、７日間（土曜日、日曜日及び祝日を含みません）のうち、毎日 10 時から 17 時まで（正午から 13 時までを除く）
② 問合せ先：上記５（２）に同じ

11 契約の締結

（１）事業者との契約内容は、別添３キッチンカー事業の実施場所の使用に関する賃貸借契約書のとおりとし、令和８年 12 月４日（金）に締結予定です。ただし、当機構の判断により、契約締結日が前後する場合があります。その場合は、指示に従っていただきます。なお、当機構の承諾なく期

限までに契約を締結されない場合は、落札者としての一切の権利を辞退したものとし、上記８（２）③に基づき落札者となった者と契約を締結します。

（２）契約の際に、登記事項全部証明書(発行日が申込日から起算して３か月以内のもの)及び代表者の印鑑証明書（発行日が申込日から起算して３か月以内のもの）を提出いただきます。

12　土地使用料等の支払方法

（１）キッチンカー事業運営にかかる売上について、翌月の 10 日までに、当月分の売上金額並びに使用日及び使用時間を、別紙を標準とした売上報告書によりご報告いただきます。

（２）土地使用料及び電気使用料は、四半期ごとにお支払いいただきます。

13　留意事項

（１）全般的留意事項

① キッチンカーの設置及び運営に際しては、法令及び当機構と締結した契約等を遵守するとともに、当機構の指示に従い、団地内及び周辺住民に配慮して運営してください。

② 次月の出店日については決定次第速やかに当機構へお知らせください。また、前月 20 日までに、次月出店する販売者の情報を必ず当機構にお知らせください。

③ キッチンカー事業に起因して、敷地内器物を破損した場合は、事業者及び事業者が選定した販売者（以下「販売者」といいます。）が責任をもって当機構に弁償するものとします。

④ 当機構又は団地の維持管理等を行う当機構業務受託者株式会社 UR コミュニティ泉北住まいセンター（以下「泉北住まいセンター」という。）が貸出した物品等については、善良な管理者の注意をもって取り扱ってください。

⑤ 事業者には、当機構が泉北住まいセンター管轄エリア内でイベントを実施する際に、出店について協議させていただくことがございます。

⑥ 万一、事故、トラブルが発生した場合は、事業者及び販売者が責任をもって対応してください。また、泉北住まいセンターに対して事故等の内容、対応結果を報告してください。

⑦ 酒、たばこ類の販売は行わないでください。

⑧ 事業者が契約第 15 条（別添３参照）に違反したときは、当機構は催告によらないで契約を解除することを予めご承知おきください。

（２）営業場所（駐車スペース等）について

① 「こんＧＯ！パーク」車両入口の車止めの鍵（ポールキー）及び電源コンセント BOX の鍵の取り扱いについては、泉北住まいセンターの指示に従ってください。

② 上記①の車止めポールについては、車が出入りする都度、開錠、施錠を行い、当該スペースを開放した状態で営業することのないようにしてください。なお、当該入口付近には 5 台の駐車スペースがあり、車両動線

が重なりますので、搬出入の際は事故が生じないよう、十分注意してください。

③ 「路上駐車禁止」看板・ポスター等の掲示を行ってください。

④ 本実施場所は居住棟が近接しているため、重飲食（やきとり、ラーメン等の強い火や油、におい、煙を伴う飲食）の調理販売は取り扱えません。

⑤ 電源を必要とする場合は、電源バッテリーを使用せず、実施場所付近に設置済の電源コンセント（容量 1500VA）をご利用ください。1500VA 以上の電力を使用する可能性がある場合に限り、発電機の持ち込みを認めます。ただし、発電機の使用に必要な官公庁への届出や消火器の準備は出店者自ら行ってください。

なお、電源コンセント使用の有無にかかわらず、キッチンカー１台１日当たり、電気使用料金 200 円をお支払いいただきますので、ご承知おきください。

⑥ 上記電源コンセントの使用に当たっては、既存電源コンセント設備の使用に関する覚書（別添４）を締結していただきます。

（３） 衛生対策

① 販売者は必ず検温し、健康状態に異常がないことを確認した上で営業してください。

② 現地の衛生対策には十分留意し、手指消毒液を必ず設置し、販売者自身だけでなく来客に対しても消毒液の使用を促してください。

③ いわゆる「密」の状況を避けるため、来客に対して間隔を開けて並ぶ等、注意喚起してください。

④ 営業中及び営業終了後、利用許可範囲内の清掃（容器ごみ等の回収）を行ってください。

（４） 悪天候時（雨天・台風接近・降雪等）の対応について

① 当日朝８時の時点で富田林市内において、気象庁が発表する次のいずれかの防災気象情報が発表されている場合は、金剛団地でのキッチンカーの出店を中止してください。

・レベル３大雨警報以上（レベル４大雨危険警報、レベル５大雨特別警報を含む）
・レベル３土砂災害警報以上（レベル４土砂災害危険警報、レベル５土砂災害特別警報を含む）
・暴風警報または暴風特別警報
・暴風雪警報または暴風雪特別警報
・大雪警報または大雪特別警報

② 特に、台風接近時は、設備、看板、のぼり、廃棄物等の飛散防止措置を徹底し、安全確保のため入念に確認を行ってください。また、営業終了後には飛散物や残置物がないことを確認するため、最終巡回を実施してください。

（５） その他

① 上記各事項の他、キッチンカーの出店に際しては、当機構及び泉北住まいセンターの指示に従ってください。

② キッチンカーの出店に関する不明点がある場合及び不測の事態が発生した場合は、泉北住まいセンターに相談、協議してください。また、当機構又は泉北住まいセンターへキッチンカーの出店に関するクレーム等があった場合、対応を相談、協議いたしますので、日曜・祝日含め必ず連絡可能な連絡先を契約時にお知らせください。

以　上

【別添１】

キッチンカー事業実施申込書

令和　年　月　日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
　理事・支社長　倉上　卓也　様

名称
代表者　　㊞　※1

　私は、金剛団地におけるキッチンカー事業運営者募集のご案内に記載されている内容を承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

記

実施団地	金剛団地
実施期間	令和８年 12 月 14 日～令和９年 12 月 13 日 （原則、１年毎の自動更新）
法人等名称	
本件責任者及び 担当者(※1) （会社名・部署名・氏名）	責任者： 担当者：
担当者連絡先	電話番号： メールアドレス：

※1　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

以　上

【別添２】

入札書

令和　年　月　日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
　理事・支社長　倉上　卓也　様

名称
代表者　　㊞　※１

　私は、金剛団地におけるキッチンカー事業運営者募集のご案内に記載されている内容を承知の上、以下のとおり入札します。

賃　貸　料　率		．	０	０	%

※1　本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

以　上

【別添３】

キッチンカー事業の実施場所の使用に関する賃貸借契約書

独立行政法人都市再生機構を甲とし、○○○○○○○○を乙として、甲乙間に次のとおりキッチンカー事業の実施場所の使用に関する賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第１条　甲は、乙が次に表示する甲所有の場所（以下「提供場所」という。）を本契約書に記載されている条件で使用することを認めるものとする。

（提供場所の表示）

一　団 地 名　　金剛団地

二　所 在 地　　大阪府富田林市寺池台一丁目９

三　提供場所　　別図のとおり

２　乙は、前項の提供場所を、食品の加熱処理等の調理加工を行う機能を搭載した自動車を停車させ、団地の居住者及び近隣住民に飲食等を提供する事業の運営（以下「キッチンカー事業運営」という。）を行うことを目的として使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

（提供場所の使用）

第２条　乙は、キッチンカー事業運営のため、乙が選定した者（以下「販売者」という。）に提供場所を使用させることができるものとする。

２　乙は、前項の規定に基づき販売者を選定したときは、甲に通知しなければならない。

（契約期間）

第３条　本契約の期間は、令和８年 12 月 14 日から令和９年 12 月 13 日まで（以下「契約期間」という。）とする。

２　前項の契約期間が満了する日の１か月前までに、甲乙又はその一方からなんらの申出がないときは、本契約は、同一条件で契約期間が満了する日の翌日から起算して１年間更新されるものとし、更新された契約についても同様とする。

３　団地の提供場所の使用日及び使用時間等は、別表に定めるとおりとする。

（土地使用料）

第４条　甲は、次条第１項の規定により乙が報告する当月分の売上金額（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）に土地使用料率（○パーセント）を乗じ、算出された金額に１円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入したものを各月の土地使用料（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）とし、乙はこれを承諾する。

２　甲及び乙は、契約期間中の土地使用料率は変更しないものとする。

（売上報告書の提出等）

第５条　乙は、キッチンカー事業運営にかかる売上について、翌月の 10 日までに、当月分の売上金額並びに使用日及び使用時間を、別紙を標準とした売上報告書により甲に提出しなければならない。

２　甲は、乙が提出した売上報告書に疑義のあるときは、乙に対し、詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を求めることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。また、乙は、売上報告書に修正の必要がある場合には、直ちに、修正の上甲に再提出するものとする。

３　甲は、前条第１項で規定する方法により土地使用料を算出し、右記の期間ごと（10 月～12 月、１月～3 月、４月～６月、７月～９月）の土地使用料を取りまとめた上で、各四半期の翌月 15 日までに乙に土地使用料に係る請求書を送付するものとする。

（土地使用料の支払義務）
第６条　乙の土地使用料の支払義務は、契約期間の始期から発生するものとする。
２　乙は、前条第３項で送付された請求書について、請求書発行月の 25 日までに、甲の指定する銀行口座に振込みの方法により土地使用料を支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
（遅延利息）
第７条　乙は、乙の責めに帰すべき理由により、土地使用料の全部又は一部の支払を遅延したときは、その支払を遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年（365 日当たり）14.56 パーセントの割合により算定した額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。
（電気の需給契約等）
第８条　乙は、乙又は販売者が移動販売の実施のため使用する電気及び水等について、乙又は販売者の負担により用意するものとする。
２　乙は、前項のために使用する電気について、甲の承諾を得たうえで、甲の既設電源コンセント設備から電気の供給を受けることができる。この場合、乙は、甲との間で既存電源コンセント設備の使用に関する覚書（以下「覚書」という。）を締結するものとする。
３　乙は、前項に基づき、甲の既設電源コンセント設備から電気の供給を受ける場合、覚書に基づき電気使用料を算定し、第５条第１項に定める報告に併せて甲に報告するものとする。なお、当該電気使用料については、第６条第２項に定める土地使用料の支払と同時に、甲に支払うものとする。
（販売者に必要な資格の保証）
第９条　乙は、甲に対し、乙又は販売者が、生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入していること及び食品衛生責任者証等、事業を遂行するために必要な証明書を保有していることを表明し、保証する。
２　前項の表明及び保証義務に違反した場合、乙は当該違反に起因又は関連して甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。
（提供場所の使用上の注意等）
第 10 条　乙は、提供場所の使用に当たっては、次の各号を遵守するものとする。
一　提供場所が住宅団地内敷地にあることに鑑み、居住者の生活に最大限配慮すること。
二　提供場所における販売品は、良質なものであること。
三　常に衛生上必要な設備及び措置を講ずること。
四　団地の居住者又は近隣住民に接する場合の服装は、営業上適切なものであること。
五　提供場所の使用に当たり発生したごみについては、乙自らの責任において処理すること。
六　甲又は第三者の財産を毀損等しないこと。
七　提供場所の使用方法等に関する甲の注意に従って、善良な管理者の注意をもって提供場所を使用すること。
八　前各号を販売者に遵守させること。
九　その他甲が指示する事項に従うこと。
２　乙は、乙又は販売者が提供場所を使用するにあたり、故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。
（甲に対する通知）
第 11 条　乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。
一　乙が住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
二　乙が解散したとき。
三　乙に対して再生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）、破産の申立て（自己申立てを含む。）又は更生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき。

四　乙又は販売者が提供場所その他の甲所有の財産を毀損等したとき又は甲若しくは第三者に損害を与えたとき。
五　第２条第２項の規定に基づき、販売者を選定し、又は変更しようとするとき。
（権利の譲渡の禁止等）
第 12 条　乙は、本契約に基づく提供場所の使用権について、第三者に譲渡してはならない。
２　乙は、提供場所について、第２条第２項の規定により甲に通知した販売者以外の第三者に使用させてはならない。
（甲の行う管理業務等への協力）
第 13 条　団地の保全工事その他の管理上必要があるときは、甲は乙に対し、提供場所に係る車両の移動、使用日若しくは使用時間の変更、営業の一時停止又は運営方法等の変更を請求することができ、乙はこれに全面的に協力するものとする。
２　乙は、販売者にも、前項の規定による協力をさせなければならない。
（反社会的勢力の排除）
第 14 条　乙は、乙及び乙の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）並びに販売者及びその役員等が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
二　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
三　暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
四　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていること。
五　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
２　乙は、乙及び販売者が次の行為を行わないことを確約する。
一　自ら又は第三者を利用して、甲に対して、暴力的な又は法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、偽計若しくは威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。
二　提供場所の全部又は一部を暴力団の事務所その他の活動の拠点の用に供すること。
三　提供場所のある団地内において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、若しくは威勢を示すことにより、賃貸住宅の居住者及び他の施設の賃借人に不安を覚えさせること又は反復継続して前項各号に該当する者を出入りさせること。
（甲の契約解除権等）
第 15 条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないで本契約を解除することができる。
一　登録申請書等に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により提供場所を使用しているとき。
二　土地使用料の支払を３か月以上滞納したとき。
三　土地使用料の支払をしばしば遅延することにより、その支払能力がないと甲が認め、かつ、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害するものであると甲が認めたとき。
四　第９条から前条までの各条の規定に違反したとき。
五　第 17 条第２項の規定に違反し、提供場所を返還又は原状回復しないとき。
六　その他本契約に違反したとき。

２　甲は、乙によるキッチンカー事業運営の実施状況が不適切と判断する場合は、乙に対して是正を勧告するものとし、当該是正勧告から１か月以内に乙によって是正措置が講じられない場合、甲は、本契約を解除することができる。

（中途解約）

第 16 条　甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、１か月以上の予告期間をもって契約解除届を相手方に提出するものとし、その契約解除届に記載された契約解除日をもって、この契約は解除されるものとする。

（原状回復義務）

第 17 条　乙は、乙又は販売者の責めに帰すべき理由により提供場所その他の甲所有の財産を毀損等したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。

２　乙は、第３条第３項に規定する使用時間が終了するたび、直ちに提供場所を甲へ返還しなければならない。この場合、乙は提供場所を原状に回復しなければならない。

３　前２項に規定する原状回復に伴う費用は、乙が負担する。

４　第１項に規定する原状回復が完了したときは、乙は速やかに甲に通知するものとする。

（損害賠償等）

第 18 条　乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

２　甲は、第 15 条の規定に基づき本契約を解除する場合において、甲に損害が生じた場合は、乙に対し、その賠償を請求することができる。

３　乙は、第 15 条第１項第５号の規定により本契約が解除されたときは、損害賠償金として、第３条第３項に規定する使用時間以外に提供場所を使用した時間に応じて、第５条第１項で報告する売上報告書に記載された各月の売上金額及び契約期間中の月数を、契約日の属する月から解除日の属する月の前月までそれぞれ合計し、その合計した総売上金額を合計した総月数で除した額を算出上の売上金額とみなし、第４条第１項に規定する方法で求めた算出上の土地使用料を、1 月を 30 日として日割計算した額を１日あたりの算出上の土地使用料とし（１円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。）、解除日から明渡日までの日数を乗じた額の 1.5 倍の金額を、甲に支払わなければならない。

（甲の免責）

第 19 条　乙又は販売者が提供場所の使用により被った被害（盗難等の損害のほか、天災地変等の不可抗力による損害を含む。）については、甲は、一切その責めを負わないものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失により盗難等の損害が生じた場合は、この限りでない。

（提供場所に関する調査）

第 20 条　乙は、甲が団地の管理上、提供場所に関して調査を求めたときは、これに協力し、又は販売者に協力させなければならない。

（キッチンカー事業運営に関する問合せ）

第 21 条　提供場所に設置したキッチンカー事業運営に関する苦情、問合せ等には、乙が誠意をもって対応するものとする。

（適用法令等）

第 22 条　本契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。本契約により、又は本契約に関連して発生した債権債務については、本契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（管轄裁判所の合意）

第 23 条　本契約に関して甲乙間に権利義務の争いがあるときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

（協議）

第 24 条　本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

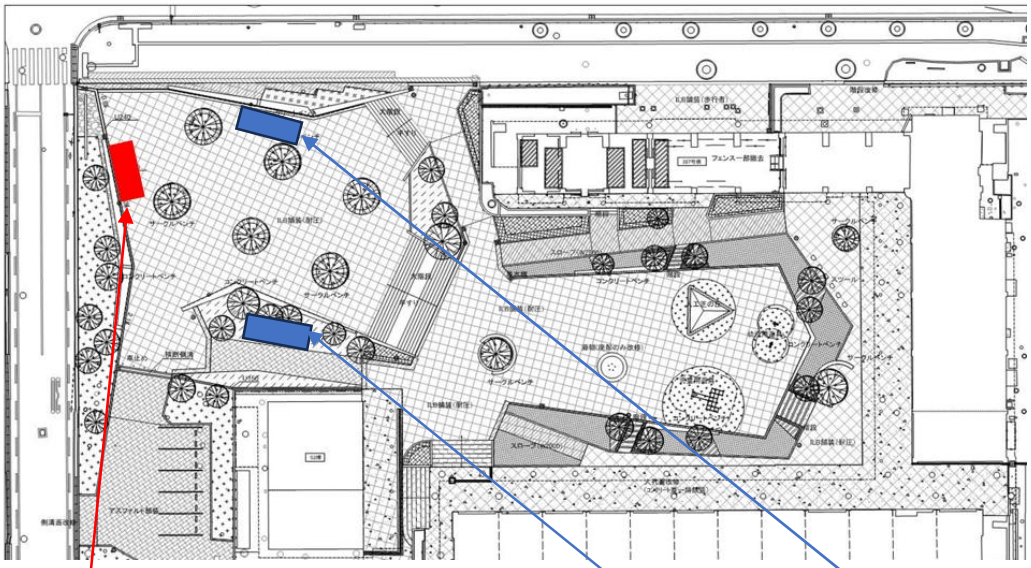
令和８年 11 月　日

甲　　大阪市北区梅田一丁目 13 番１号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
理事・支社長　　倉上　卓也

乙

第１条別図

○金剛団地　こんＧＯ！パーク内
（所在地：大阪府富田林市寺池台一丁目９）



実施場所（エリア A）
（同日同時間帯に複数のキッチンカーの出店がない場合）

※同日同時間帯に複数のキッチンカーを出店する場合の２台目、３台目の実施場所
（エリア B（上）、エリア C（下））

※乙が、同日同時間帯に複数のキッチンカー出店（同時に出店できるキッチンカーは３台が上限）を予定するときは、乙は予め甲に連絡の上、前月 20 日までに甲との間で協議を終えること。甲が認める場合に限り、乙は、同日同時間帯に複数のキッチンカーを出店することが可能となる。
また、複数のキッチンカーを出店する場合の２台目、３台目の実施場所については、甲が当該実施場所を指定する。

第３条別表

・金剛団地

曜日等	時間	品目	備考
月～日曜日	11：00～20：00※	キッチンカーによる飲食物の提供	１回の出店時間は４時間とします。

※当該時間帯に準備・後片付けの時間は含まないが、夕方～夜間に実施する場合は、必ず20 時までには片付けを終えること。

※次月の出店日については決定次第速やかに当機構へ知らせること。また、前月 20 日までに次月出店する販売者の情報を必ず当機構に知らせること。

【別添４】

既存電源コンセント設備の使用に関する覚書

独立行政法人都市再生機構を甲とし、株式会社○○○○○○○を乙として、甲乙間で令和８年　月　日付けで締結したキッチンカー事業の実施場所の使用に関する賃貸借契約第８条第２項に基づき、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、乙が金剛団地において、キッチンカー事業を実施するに当たり、甲の既存電源コンセント設備（以下「当該設備」という。）を使用する際の費用負担等について必要な事項を定めることを目的とする。

（使用方法等）

第２条　甲は、乙が前条に規定する団地において、キッチンカー事業を実施するに当たり、別図に表示する当該設備を使用することを承諾する。

２　乙は、キッチンカー事業以外の目的で当該設備を使用してはならない。

３　乙は、当該設備を使用する場合、その最大使用量を１箇所当たり 1,500VA 以下（電圧は AC100V に限る）とする。

４　乙は、前項の場合において、超過使用による電力遮断が生じないよう、必要な措置を講じるとともに、当該設備から使用場所までの電気コード配線について、団地居住者の通行の安全に配慮しなければならない。

（設備の使用上の注意等）

第３条　乙は、善良な管理者の注意をもって当該設備を使用し、適切に維持管理（更新を含む）しなければならない。

２　乙は、当該設備が住宅団地内敷地にあることにかんがみ、団地居住者の生活に最大限配慮して当該設備を使用しなければならない。

３　乙は、当該設備に対して補修その他の追加工事等が必要なときは、乙の責任と負担により実施するものとする。

４　乙は、当該設備を使用しないときは、必要に応じて当該設備の既存蓋を施錠しなければならない。

５　乙は、当該設備の使用等に起因し、甲又は団地居住者等の第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

６　当該設備の使用について、団地の管理・運営上必要があるとき、その他合理的な理由があるときは、甲は乙に対し、当該設備の使用中止及び使用方法の変更等を指示することができ、乙はこれに協力する。

７　乙は、前６項の他、甲が指示する事項に従うものとする。

（電気使用料の請求）

第４条　乙の契約開始日から契約終了日までの間の当該設備に係る電気使用料（以下「電気使用料」という。）は、キッチンカー事業運営台数１台１日当たり 200 円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）の電気使用料に、各月毎に出店したキッチンカー事業運営台数の合計を乗じて得た額とする。

２　甲は、前項に定める電気使用料について、電力会社の電力料金単価改定等が行われた場合、又はその他やむを得ない事情のあったときは、改定することができ、乙は、当該改定を承諾するものとする。

（本覚書の遵守）

第５条　乙は、乙の販売者にキッチンカー事業を実施するために当該設備を使用させることができる。

２　乙は、乙の選定した販売者にも本覚書を遵守させるものとする。

（協議事項）

第６条　本覚書について疑義が生じたとき又は定めのない事項が生じたときは、本覚書の趣旨に基づき、甲乙誠意をもって協議し、解決に当たるものとする。

本覚書締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

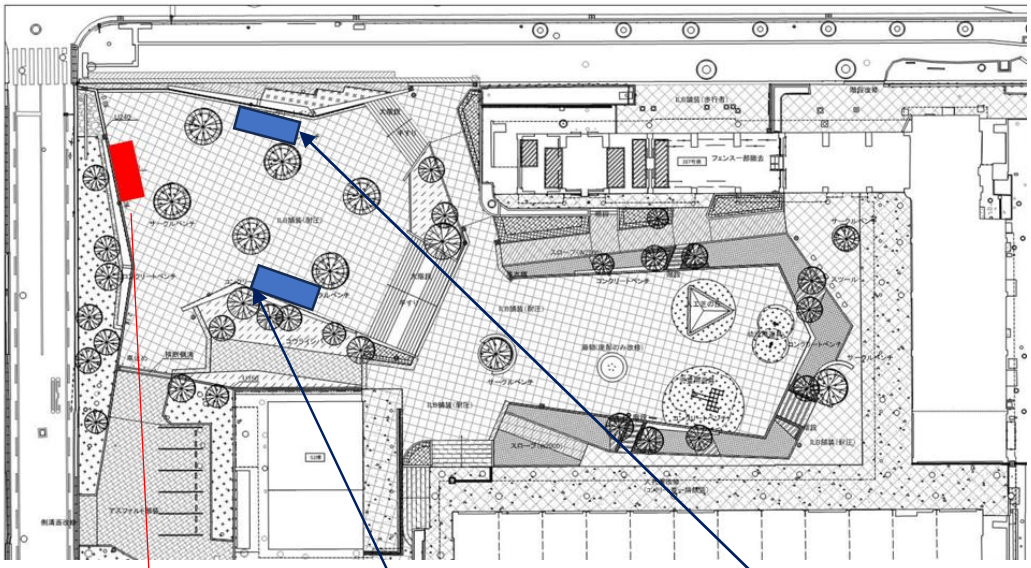
令和８年11月　日

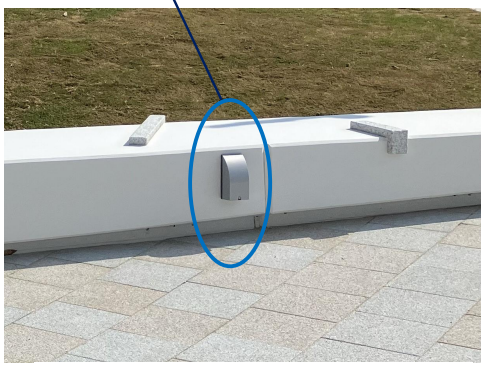
甲　大阪市城東区森之宮一丁目６番８５号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
理事・支社長　　倉上　卓也

乙

【別図】

・金剛（こんＧＯ！パーク　広場西側）

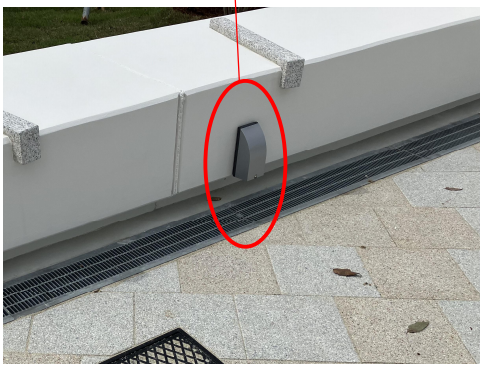




エリアＣの電源コンセント



エリアＢの電源コンセント



エリアＡの電源コンセント

別紙

令和　年　月　日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
　理事・支社長　倉上　卓也　様

（法人名称）
（代表者名）　　（印）

売上報告書（令和　年　月分）

「キッチンカー事業の実施場所の使用に関する賃貸借契約書」第５条第１項の規定に基づき、下記実施場所における月間売上を別紙※のとおり報告します。

記

・実施場所　金剛団地

以　上

※別紙は乙様式とする。ただし、次の項目を入れることを必須とする。
　①　出店日付・曜日
　②　販売者名
　③　販売食数
　④　税込売上金額
　⑤　備考（必要に応じて記載）